



お知らせ

鈴鹿市男女共同参画審議会の傍聴ができます

男女共同参画課 ☎381-3113 📠381-3119

と き 6月27日(金)14時から

ところ 男女共同参画センター研修室1AB

内 容 令和6年度第3次鈴鹿市男女共同参画基本計画に係る年次報告書(案)の外部評価について

定 員 10人(先着順)

申込み 当日、13時30分から

13時45分まで、会場で受け付け

高齢者福祉の会議の日程が変更になりました

長寿社会課 ☎382-9886 📠382-7607

広報すずか5月20日号でお知らせした鈴鹿市高齢者福祉計画策定委員会と第1回鈴鹿市地域ケア推進会議の日程が変更になりました。

会議の傍聴を希望される方は、市ウェブサイト(ページ番号1015242)で開催内容をご確認ください。

と き

○変更前:5月29日

○変更後:7月3日(木)

Jアラートを利用した緊急地震速報の訓練放送とモーターサイレンの吹鳴訓練

防災危機管理課 ☎382-9968 📠382-7603

全国瞬時警報システム(Jアラート)を利用した緊急地震速報の訓練放送が全国一斉に実施されます。本市でも、防災スピーカーやコミュニティFM放送から訓練放送が流れ、津波浸水予測区域およびその隣接区域のモーターサイレン吹鳴訓練を行います。

と き 6月18日(水)10時ごろから(2分程度)

※気象状況などにより、訓練を中止する場合があります。

◆緊急地震速報の訓練放送

対象設備 市内93カ所に設置された防災スピーカー(地区市民センター、公民館、各小・中学校など)、ラジオ(鈴鹿ヴォイスFM 78.3MHz)

放送内容 「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」を3回繰り返し

◆モーターサイレン

訓練内容 消防団車庫などに設置されたモーターサイレン(9カ所)を吹鳴

※消防の出動状況などにより、中止する場合があります。

放送内容 「5秒吹鳴・無音

6秒」を1分間繰り返し

鈴鹿市マイナンバーカードセンターの臨時休業

戸籍住民課 ☎327-5056 📠382-7608

システム改修作業のため、臨時休業と振替営業を行います。

休業日 6月28日(土)・29日(日)

終日

振替日 6月21日(土)、7月5日

(土)両日9時~17時

ところ 鈴鹿市マイナンバーカードセンター(算所2-5-1

鈴鹿ハンター 2階)

※休業日は水曜日、第1・第3土曜日とその翌日(日曜日)、祝・休日、12月29日から翌年1月3日までです。

教科書展示会

教育指導課 ☎382-9056 📠383-7878

小・中学校、高等学校の教科書見本の一部を展示します。
と き 6月16日(月)～7月4日(金)9時～17時(土・日曜日を除く)
※6月16日(月)は13時から17時まで、7月4日(金)は9時から12時までです。

ところ 市役所本館2階 南側待合

児童手当の現況届

こども政策課 ☎382-7661 📠382-9054

市が現況を確認できない方を対象に、6月上旬に現況届を送付しますので、6月30日(月)までにご提出ください。
※受給者の被用者区分(加入する年金の種類)が変更になる場合(3歳未満の支給対象児童がいる)や、市外に住民登録のある配偶者や児童に関する異動がある場合は、変更届の提出が必要です。

※公務員になり、勤務先から児童手当などの支給を受ける場合は、消滅届の提出が必要です。

国民年金の手続きはマイナポータルで

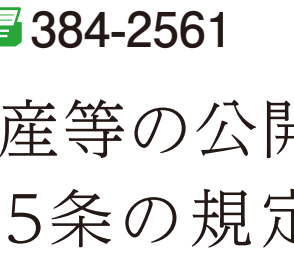
保険年金課 ☎382-9401 📠382-9455

マイナポータルを利用することで、国民年金の加入の届出や免除申請などの手続きを電子申請でき、結果をスマートフォンなどで確認することができます。また、マイナポータルとねんきんネットを連携することで、年金記録の確認や将来の年金見込額の試算などができます。
※詳しくは、日本年金機構ウェブサイトをご覧ください。
※手続きにはマイナンバーカードと、受け取り時に設定したパスワードが必要です。

問合せ 津年金事務所

(☎059-228-9112)

日本年金機構
ウェブサイト



市長の資産公開

秘書課 ☎382-7601 📠384-2561

「鈴鹿市長の資産等の公開に関する条例」第5条の規定に基づき、市長の「資産等補充報告書」、「所得等報告書」および「関連会社等報告書」の内容の概要を公表します。報告書の原本は、秘書課で閲覧することができます。また、報告書の概要は、市ウェブサイト(ページ番号1006722)で公表しています。

◆資産等補充報告書

令和6年1月1日から12月31日までに増加した資産で、同年12月31日において有する資産を記載したものです。

- (1)土地：該当なし
- (2)建物の所有を目的とする地上権または土地の賃借権：該当なし
- (3)建物：該当なし
- (4)預金・貯金：該当なし
- (5)有価証券：2,000,000円
- (6)自動車・船舶・航空機・美術工芸品：該当なし
- (7)ゴルフ場の利用に関する権利：該当なし
- (8)貸付金：該当なし
- (9)借入金：該当なし(-150万394円)

※参考として、減少した金額をマイナス表示しています。

◆所得等報告書

令和6年中の所得を記載したものです。

- (1)不動産所得：-6万8,156円(賃貸料)
- (2)給与所得：1,758万2,535円(鈴鹿市ほか)
- (3)雑所得：21万1,200円(講演料ほか)

◆関連会社等報告書

令和7年4月1日において、報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合に、その名称、住所、職名を記載したものです。

会社その他の法人の名称(住所)	役員、顧問、その他の職名
伊勢鉄道株式会社 (桜島町1-20)	取締役
三重用水土地改良区 (四日市市平尾町大池2765-3)	理事
三重県土地改良事業団体連合会 (津市広明町330)	会長
三重県農業共済組合 (津市上浜町6-81-11)	代表監事

国民健康保険料 納付通知書の発送

保険年金課 ☎ 382-9290 📠 382-9455

令和7年度の国民健康保険料納付通知書兼特別徴収決定通知書を、7月11日(金)(予定)に世帯主宛てに発送します。通知が届いた方は、内容を確認の上、納期限内での納付をお願いします。

※現在、社会保険などに加入中であつても、令和7年4月以降に国民健康保険の加入期間がある方は、国民健康保険料の納付が必要な場合があります。

住民税非課税世帯に対する 物価高騰対策支援給付金の 申請はお済みですか

健康福祉政策課 ☎ 382-9012 📠 382-7607

電力・ガス・灯油・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい低所得者世帯に対して実施中の給付金の申請期限が近づいています。申請がお済みでない方は期限までに手続きをお願いします。

対 象 基準日(令和6年12月13日)に、本市の住民基本台帳に記録されており、世帯全員の令和6年度の住民税が非課税の世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族などのみからなる世帯を除く。

給付額 1世帯当たり3万円

※対象世帯の内、扶養されている18歳以下の児童1人当たり2万円を加算して給付します。

申請方法 7月31日(木)(当日消印有効)までに、2月27日付で市から送付した確認書に必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返送

※令和6年12月14日から令和7年7月31日までに新たに出生した新生児がいる場合は、申請手続きが必要です。申請書類などを準備の上、郵送または専用窓口での申請手続きをお願いします。

※令和6年1月2日以降に転入した世帯や転入した方がいる世帯で、世帯全員の令和6年度の住民税が非課税である世帯については、給付金を受け取るために窓口での申請が必要です。本人確認書類・振込先口座の内容が確認できる書類を持参の上、7月31日(木)までに申請してください。

問合せ 健康福祉政策課内「物価高騰対策支援給付金」専用番号(☎ 0120-515-245(通話料金無料))

家屋調査にご協力を

資産税課 ☎ 382-9007 📠 382-7604

市内で建物を新築、増築した際は、翌年度の固定資産税額を算出するための家屋調査を行います。調査は、訪問調査または図面調査により行い、どちらかを選択できます。

○訪問調査：市職員が直接ご自宅などへ伺い、建築図面や間取りをもとに、屋根、外壁、各部屋の内装などに使われている資材や設備状況を確認

※訪問調査にかかる時間は、一般の新築住宅で20分程度です。

○図面調査：市ウェブサイトの調査フォームに建築図面などを入力していただき、その図面をもとに評価

※詳しくは、市ウェブサイト(ページ番号1002062)をご覧ください。

※必要なやり取りは電子メールや電話などで行います。原則、立会いは不要です。

家屋を新築・増築
したときの家屋調査



「田んぼダム」の 取り組みにご協力を

耕地課 ☎382-7611 ☎382-7610

「田んぼダム」とは、田んぼの水を溜める機能を利用して、大雨が降った時に一時的に雨水を溜めることで、周辺地域やその下流域の洪水被害を軽減する取り組みです。

排水柵に流出調整板を差し込み、排水される雨水の量を一時的に抑える効果は、多くの農家の方のご協力があると大きな効果が発揮されます。県と市は、この取り組みの普及を推進していきますので、農家の方も営農に支障がない範囲で、可能な限りのご協力をお願いします。



図5 「田んぼダム」を実施している水田の排水イメージ

出典：農林水産省「田んぼダム」の手引き

家屋を取り壊した場合は 年内に手続きを

資産税課 ☎382-9007 ☎382-7604

固定資産税は、1月1日時点で、市内に土地や建物を所有している方に課税されます。未登記家屋を取り壊した場合は、年内に滅失家屋申告書を資産税課または地区市民センターへ提出してください。

※登記されている建物を取り壊した場合は、法務局での手続きが必要です。詳しくは、法務局へお問い合わせください。

※滅失家屋申告書は、市ウェブサイト(ページ番号1002064)で入手できます。

家屋を取り
壊したときは



納税の休日窓口と 納税・国民健康保険料の 夜間窓口

納税課 ☎382-9008 ☎382-7660

保険年金課 ☎382-9290 ☎382-9455

ところ 納税課

内 容 市税・国民健康保険料の納付、納付相談、口座振替の手続き など

◆休日窓口(市税)

と き 6月29日(日)9時～12時

◆夜間窓口(市税・保険料)

と き 6月30日(月)17時15分～19時

※北通用口は利用できません。南玄関からお越しください。

※夜間窓口で19時から20時までの時間帯に納付相談を希望する方は、事前にご連絡ください。

みんなのうちに太陽光 共同購入参加者募集中

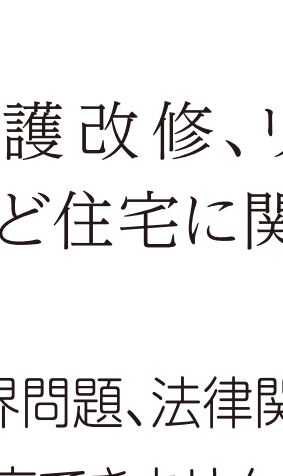
環境政策課 ☎382-7954 ☎382-2214

県は、太陽光パネル・蓄電池をお得に購入できる「共同購入事業」参加者を募集しています。

申込み 9月4日(木)まで

問合せ みんなのうちに太陽光事務局(☎0120-728-300(10時～18時(土・日曜日、祝日を除く)))

みんなの
うちに
太陽光



けんろう住宅 なんでも相談会

建築指導課 ☎382-9048 ☎384-3938

と き 6月19日(木)10時～14時

ところ 市役所本館1階

市民ロビー

内 容 耐震、介護改修、リフォーム、新築など住宅に関すること

※住宅以外の問題、境界問題、法律関係などの質問には対応できません。

相談者 専門の知識を有する設計士、大工

相談料 無料(予約不要)

問合せ 三重県建設労働組合鈴鹿支部(☎382-1521)

有 料 広 告

庭木1本から承ります!

お客様との
お約束

庭木1本より明瞭料金
トイレはお借りしません
土日でもOKです
お茶はご遠慮します

広
報
す
ず
か
を
ご
覧
の
方
へ

生垣の剪定 長さ1m 高さ2m
通常 2,200円を
お断り
先着10名様 1,100円 ※税込

〒513-0012 鈴鹿市石薬町字寺東452-72
☎0120-61-4128

ガーデニングエクスプレス 鈴鹿店
カタクラ(東証スタンダード上場会社)グループ

3歳になったら鈴鹿サーキットパークへ!

3歳バースデー・デビュー・イン・ピティション
3歳のお誕生日から1か月間
パークバスポートが
ご本人無料 + 同伴のご家族
4人まで半額

※事前申込が必要
※レース開催日・特定日を除く
※翌月の同日まで。翌月に同日が存在しない場合は、その翌日

SUZUKA CIRCUIT
PARK
三重県鈴鹿市福生町 7992 TEL.059-378-1111
詳しくはこちら

※「広報すずか」の発行経費の一部に充てるため、有料広告を掲載しています。内容に関する責任は広告主に帰属します。

※有料広告掲載に関するお問い合わせは、令和7年度広告代理店の株式会社ウィット(☎072-668-3275)へ

離婚 交通事故 相続 民事

すずか市民
総合法律事務所

■「地元出身」弁護士「夫婦」による
親身な対応
■鈴鹿市市民相談担当弁護士
■三重弁護士会所属

相談料 40分6,000円

相談予約専用ダイヤル
☎059-358-8818
鈴鹿市中江島町13-11 アルビレオ1A

事務所HP
QRコード